

令和6年度 大内文化特定地域活性化事業募集案内

1. 補助事業の趣旨

大内文化特定地域活性化事業補助制度は、室町時代に栄えた大内氏の遺跡・文化財や幕末・明治維新期の史跡、古くからの街道筋の街並みなどの歴史資源が残り、経済や文化等において市内への波及効果が期待できる地域を「大内文化特定地域」として位置づけ、これらの歴史資源などを活用して地域の活性化を図ることを目的としています。

※本公募は、市議会での次年度予算の成立を前提とするものです。このため、今後、内容等が変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。

2. 補助対象者

山口市内を活動の本拠とする民間団体及び個人

3. 補助対象事業

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、「大内文化特定地域」に残る歴史資源等を活用し、地域の活性化を図ることを目的として行われるまちづくり事業。

※次の事業は補助の対象となりません。

(例) ○営利を目的とする事業、営利法人が行う事業

○宗教的、政治的宣伝意図をもつと認められる事業

○山口市及び（公財）山口市文化振興財団から助成を受けている事業

○教室等が行う稽古、発表会に類する事業

○単に芸術・文化の鑑賞機会を提供する事業

○施設・設備の新設、更新や修繕に類する事業

○既に自己財源等によって継続的に行っている事業

（事業内容を拡充するものについては、採択されることがあります。）

○自己財源等によって事業実施が十分可能な事業

(2) 応募については、1団体につき1事業とします。

4. 応募の方法

(1) 提出書類

①交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③事業収支予算書（様式第3号）

④団体概要書又は個人概要書（様式第4号）

※様式は、市のウェブサイトからもダウンロードできます。

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

(2) 申請書の提出及び問い合わせ先

①提出先 山口市交流創造部文化交流課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号（3階）

電話：083-934-4155

E-mail:bunka@city.yamaguchi.lg.jp

②提出期間 令和6年2月15日（木）～2月29日（木） <必着>

(3) 提出部数

申請書類は2部作成し、1部を提出してください。残りの1部は、申請者の控えとしてください。（記載内容について、照会することがあります。）

5. 補助額

(1) 補助額

- ①補助額については、予算の範囲内で、審査会の結果に基づき決定します。
- ②申請された事業は、審査会において事業内容を精査し、事業の一部あるいは補助額の一部が補助決定される場合もあります。
- ③補助限度額は、助成対象経費から入場料等収入などを差し引いた自己負担金の3分の2以内とします。

(2) 補助対象経費（補助対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費に限ります。）

項目	内容
設営費・舞台費	会場設営・撤去費、美術品・楽器等運搬費、照明費、その他
使用料・賃借料	会場等使用料、楽器・器具等借料、その他
謝金	講師謝金、会場整理員等謝金、その他
旅費	出演者交通費・宿泊費、交渉等交通費、その他
通信費	郵送代、電話代、その他
材料費・消耗品費	材料・資料等購入費、消耗品購入費、その他
広報費	広告宣伝費、立看板費、その他
印刷費	プログラム・チラシ等印刷費、その他
委託費	制作等委託費、その他
人件費・運営費	事業実施に直接必要な人件費、運営費 (審査会において、補助するに適切な事業規模を有すると認められた場合のみ、補助対象経費となります)

※次のような経費は、補助の対象となりません。

- ①団体等の恒常的な人件費、運営費等
- ②固定資産、備品・設備等の取得費及び整備費
- ③懇親会費、接待費、打ち上げ代、弁当代その他飲食費
- ④団体内部の者に対する出演料、謝金等

6. 審査

- (1) 書類選考を中心に、審査委員会で厳正に審査し、その結果に基づき採否と補助金額を決定します。
- (2) 審査に当たっては、次のような事業がより高く評価されます。
 - ①創造的・独創的であると認められる事業
 - ②地域の活力を生み、今後の事業展開に発展性が期待されるなど市内への波及効果が高いと認められる事業
 - ③地域の結びつきの強化やコミュニティーの再生につながる事業
 - ④地域内交流人口の増加に寄与すると認められる事業
 - ⑤山口市菜香亭歴史巡りの庭又は多目的広場を活用する事業

7. 結果発表

- (1) 発表の時期 令和6年4月1日（予定）
- (2) 発表の方法 採否の結果は、申請者あてに郵送にて通知します。

8. 補助金の交付

事業の実施後、事業報告書に基づき補助額を確定し、交付します。ただし、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認められるときは、補助交付決定額の範囲内で、概算払いにより交付することができます。